

徳島県規則第三十七号

徳島県立東部防災館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和五年九月六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県立東部防災館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

徳島県立東部防災館の設置及び管理に関する条例（令和四年徳島県条例第三十九号）の施行期日は、令和五年九月十七日とする。